

吸収分割に関する事前開示書類

(吸 収 分 割 会 社 ： 会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に基づく開示事項)

(吸収分割承継会社：会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に基づく開示事項)

2026 年 5 月 27 日

株式会社コンフィデンス・インターワークス

株式会社 CIW 分割準備会社 A

吸収分割に関する事前開示書類

東京都新宿区新宿二丁目 19 番 1 号
株式会社コンフィデンス・インターワークス
代表取締役 澤 岷 宣 之

東京都新宿区新宿二丁目 19 番 1 号
株式会社 CIW 分割準備会社 A
代表取締役 澤 岷 宣 之

株式会社コンフィデンス・インターワークス（以下「分割会社」といいます。）及び分割会社の 100%子会社である株式会社 CIW 分割準備会社 A（以下「承継会社」といいます。）は、2026 年 5 月 20 日付で締結した吸収分割契約に基づき、2026 年 10 月 1 日を効力発生日として、分割会社が人材紹介事業及び採用支援事業に関して有する権利義務を、承継会社に承継させる吸収分割（以下「本分割」といいます。）を行うことといたしました。

本分割に関し、会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条並びに会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条の規定に基づき開示すべき事項は以下のとおりです。

第 1 吸収分割契約の内容

吸収分割契約書の内容は別紙 1 のとおりです。

第 2 対価の相当性に関する事項

本分割に際して、承継会社は分割会社に対して、株式、金銭その他の財産の交付をいたしません。承継会社は分割会社の 100%子会社であることから相当であると判断しております。

第 3 新株予約権の定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

第 4 分割会社についての次に掲げる事項

1. 最終事業年度に係る計算書類等の内容

分割会社は、有価証券報告書及び半期報告書を関東財務局に提出しております。分割会社の最終事業年度に係る計算書類等につきましては、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（E D I N E T）」又は分割会社の W e b サイトよりご覧いただけます。

<https://ciw.jp/ir/library/securities/>

2. 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

3. 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重大な影響を与える事象

該当事項はありません。

第5 承継会社についての次に掲げる事項

1. 最終事業年度に係る計算書類等の内容

承継会社については、確定した最終事業年度はありません。承継会社の設立の日における貸借対照表は別紙2のとおりです。

2. 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

3. 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重大な影響を与える事象

該当事項はありません。

第6 債務の履行の見込みに関する事項

分割会社及び承継会社は、本分割後も資産の額が負債の額を上回ることが見込まれており、また、負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ想定されていません。したがって、本分割において、分割会社及び承継会社が負担すべき債務については、債務履行の見込みに問題がないと判断しております。

第7 吸収分割契約等備置開始日後吸収分割が効力を生ずる日までの間に、上記の事項に変更が生じたときにおける変更後の当該事項

分割契約等備置開始日後に上記の事項に変更が生じたときは、変更後の内容を直ちに開示いたします。

吸収分割契約の内容

次ページ以降をご参照ください。



吸収分割契約書

株式会社コンフィデンス・インターワークス（以下「甲」という。）及び株式会社 CIW 分割準備会社 A（以下「乙」という。）は、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条 （吸収分割）

甲及び乙は、甲を吸収分割会社、乙を吸収分割承継会社として、甲が人材紹介事業及び採用支援事業（以下「本事業」という。）に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本件分割」という。）を行う。

第2条 甲及び乙の商号及び住所は、次のとおりである。

- (1) 甲（吸収分割会社）
商号：株式会社コンフィデンス・インターワークス
住所：東京都新宿区新宿二丁目 19 番 1 号 ビッグス新宿ビル 10 階
- (2) 乙（吸収分割承継会社）
商号：株式会社 CIW 分割準備会社 A
住所：東京都新宿区新宿二丁目 19 番 1 号 ビッグス新宿ビル 10 階

第3条 （承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務）

1. 乙が本件分割により甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（以下「本承継対象権利義務」という。）は、別紙「承継権利義務明細表」記載のとおりとする。
2. 前項にかかわらず、本承継対象権利義務のうち（i）法令、条例等により本件分割による承継ができないもの、又は（ii）本件分割による承継に関し契約上の定めに基づき重大な支障が生じ若しくは生じる可能性があるものについては、甲及び乙協議の上、これを承継対象から除外することができる。
3. 第1項の規定による甲から乙への債務の承継については、すべて免責的債務引受の方法によるものとする。

第4条 （吸収分割に際して交付する金銭等）

乙は、本件分割に際して、甲に対し株式その他の財産を交付しない。

第5条 （乙の資本金等の額）

本件分割に際して、乙の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は増加しない。

第6条 （効力発生日）

本件分割が効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2026 年 10 月 1 日とする。但し、本効力発生日は、本件分割の手續進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上、両者の合意によりこれを変更することができる。

第7条 （株主総会の承認）

甲及び乙は、本効力発生日の前日までに、それぞれに必要とされる本契約の承認及び本件分割に必要な事項に関する株主総会決議を得るものとする。

第8条 （競業避止義務）

甲は、本件分割後においても、本事業について、競業避止義務を負わない。

第9条 （会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約を締結した後、本効力発生日に至るまで、善良なる管理者として注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲及び乙協議の上、これを行うものとする。

第10条 （本契約の効力）

本契約は、次の各号のいずれかの場合には、その効力を失う。

- (1) 本効力発生日の前日までに第 6 条に定める甲又は乙の株主総会において本契約の承認及びその他本件分割に必要な事項に関する決議が得られなかった場合
- (2) 本契約第 11 条の規定に従い本契約が解除された場合

第11条 （本契約の条件変更及び解除）

1. 本契約締結から本効力発生日までの間に、甲又は乙の財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合、甲乙協議の上、本件分割の条件を変更し又は本契約を解除することができる。
2. 甲及び乙は、本契約締結から本効力発生日までの間に、自己の財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合又はかかる変動が生じる具体的なおそれが生じた場合には、速やかに相手方当事者に対して書面で通知する。

第12条 （準拠法及び合意管轄裁判所）

本契約は日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。本契約の履行及び解釈に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第13条 （その他）

本契約に規定のない事項、又は条項の解釈に疑義が生じた事項については、甲乙が誠実に協議の上、これを解決する。

[以下余白]

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2026年5月20日

甲： 東京都新宿区新宿二丁目19番1号 ビッグス新宿ビル10階
株式会社コンフィデンス・インターワークス
代表取締役 澤岷 宣之



乙： 東京都新宿区新宿二丁目19番1号 ビッグス新宿ビル10階
株式会社CIW分割準備会社A
代表取締役 澤岷 宣之



承継権利義務明細表

乙は、本件分割により、本件分割の効力発生日における甲の本事業に属する次に記載する資産、債務その他の権利義務を甲から承継する。

なお、承継する権利義務のうち資産及び負債については、2026年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本件分割の効力発生日前日までの増減を加除した上で確定する。

1. 承継する資産

本事業に属するソフトウェア、のれん等の資産

2. 承継する負債

本事業に属する賞与引当金等の負債

3. 承継する雇用契約等

本事業に属する従業員（正社員、準社員、採用内定者、パート社員、アルバイト等を含む。）との間の雇用契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務

4. 承継するその他の権利義務等

本事業に属する取引基本契約、秘密保持契約、業務委託契約、その他本事業に属する一切の契約に係る契約上の地位及びこれらの契約に付随する権利義務

5. 許認可等

本事業に属する免許、許可、認可、承認、登録及び届出等のうち法令上吸収分割により承継することが可能なものの一切



吸収分割承継会社の成立日に係る貸借対照表の内容

貸借対象表

2026 年 1 月 23 日現在

会社名：株式会社 CIW 分割準備会社 A

(単位：千円)			
科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	30,000		
未収入金	30,000	負債合計	-
		(純資産の部)	
		株主資本	30,000
		資本金	30,000
		純資産合計	30,000
資産合計	30,000	負債・純資産合計	30,000